

一般社団法人 公共建築協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人公共建築協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本協会は、国の機関、地方公共団体又は政府関係機関若しくはこれに準ずる機関の建築物の建築、修繕及び模様替並びにその附帯施設の建設（以下「公共建築物の建築等」という。）に関する諸般の調査、研究その他の事業等を行うことにより公共建築物の建築等の事業の合理化と能率化に寄与するとともに、公共建築物の建築等に携わる技術者の技術水準及び地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 公共建築物の建築等に関する調査及び研究
 - 二 公共建築物の建築等に関する設計及び工事監理等
 - 三 建築材料・設備機材等の品質及び性能に関する評価
 - 四 公共建築賞、公共建築の日及び公共建築月間等の実施
 - 五 公共建築工事品質確保技術者等に関する資格の登録
 - 六 ライフサイクルエネルギーマネジメントに関する支援及び認証
 - 七 公共建築物の建築等に関する情報、資料の収集、整備とその提供
 - 八 公共建築物の建築等の事業の促進、支援並びにその宣伝及び啓発
 - 九 図書、印刷物及び機関誌の刊行
 - 十 講演会、講習会、研究会、展示会等の開催
 - 十一 その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- 一 正会員 本協会の事業に賛同して入会した個人
 - 二 賛助会員 本協会の目的に賛同してその事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法

人法」という。)上の社員とする。

(正会員等の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める一般社団法人公共建築協会の会費に関する規則に定める会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- 四 死亡若しくは失踪宣告を受け又は団体が解散したとき。

2 会員が第8条、第9条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免がれる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本協会は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返納しない。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
 - 二 理事及び監事の選任又は解任
 - 三 理事及び監事の報酬等に関する事項
 - 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 解散及び残余財産の処分
 - 七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日1週間（総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは2週間）前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し又は他の出席する正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面で議決権の行使又は議決権の行使を委任した正会員は、総会に出席したも

のとみなす。

(決議の省略)

第18条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告書の省略)

第19条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則によるものとする。

第4章 役員、顧問及び参与

(役員を設置)

第22条 本協会に次の役員を置く。

一 理事 10名以上15名以内

二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事及び常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事、又は代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会又は子法人(法人法第2条第四号に定める法人をいう。)の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事たる副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定める職務権限規程により本協会の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、総会の決議により別に定める。

(役員責任の一部免除)

第29条 本協会は、役員法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令の要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第30条 本協会に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。
 - 一 会長の相談に応ずること。
 - 二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び参与は、理事会において選任する。
- 4 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第32条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、専務理事及び常務理事及び代表理事又は業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第39条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事

会において定める理事会運営規則によるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第40条 本協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により別に委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第44条 総会は、会員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 48 条 本協会の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を設置する。なお、理事会の決議を経て、地区事務局を必要な地に置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の決議を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本協会の最初の代表理事は照井進一、業務執行理事は春田浩司及び時田繁とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人公共建築協会の諸規程等は、一般社団法人公共建築協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。